

事業者の 廃棄物処理の手引き

鹿沼市環境部資源循環課

(令和6年4月 改訂)

【 目 次 】

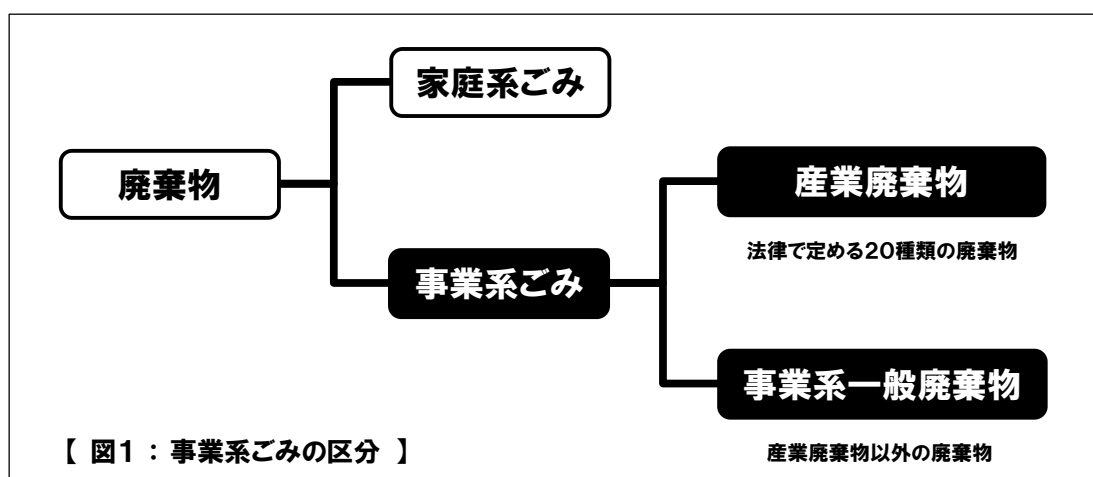
1	「事業系ごみ」とは？	1 ページ
2	事業系ごみの処理の仕方	1 ページ
3	「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」とは？	2 ページ
4	クリーンセンターに自ら持ち込む場合	3 ページ
5	一般廃棄物処理業者に処理を委託する場合	4 ページ
6	産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合	6 ページ
7	廃棄物処理法の罰則について	7 ページ

1 「事業系ごみ」とは？

日々の社会生活で出されるごみは、家庭生活から出されるごみを「家庭系ごみ」、店舗や工場、事務所など事業活動から出されるごみを「事業系ごみ」として区別して扱われます。

事業系ごみは、法律により「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられ、それぞれ処理の仕方やその手続きが異なります。

廃棄物の処理は、法律により細かく規定されており、事業系ごみは、法により「排出者自らの責任をもって適切に処分しなければならない」とされています。適切に廃棄物の処理が行われないと排出者の責任とされ、法に定められた懲役や罰金刑が科されますので、事業活動から出されたごみの処理には十分に注意しなければなりません。



2 事業系ごみの処理の仕方

事業活動から出されたごみは、ごみの発生量やその性質から「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられ、それぞれ処理の方法や手続き等が異なります。

産業廃棄物とされるごみは、栃木県から許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に処理を委託します。なお、一部の産業廃棄物は、鹿沼市環境クリーンセンターに事業者自らが持ち込むことで処理が可能です。

事業系一般廃棄物とされるごみの処理は、自ら鹿沼市環境クリーンセンターに持ち込むか、鹿沼市から許可を受けた「一般廃棄物処理業者」に処理を委託します。

なお、市内各所のごみステーションに事業系のごみを出してしまうと、「不法投棄」をした事業所として罰せられますので、事業所のごみをごみステーションに出さないようにしてください。

また、産業廃棄物は処理委託の過程で「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」による管理がなされていますので、ごみの排出者として、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに発行されるマニフェストの確認をお願いします。マニフェストが適正に運用されないと法により罰せられますので、取り扱いには十分に注意してください。

3 「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」とは？

事業活動から出されたごみは、すべて「産業廃棄物」か「事業系一般廃棄物」に分類されます。

産業廃棄物は、廃棄物処理法で定められた下記の20種類の廃棄物になります。

事業系一般廃棄物は、事業活動から出されたごみで産業廃棄物に該当しない廃棄物をいいます。下記の表で、産業廃棄物であっても業種指定として記載されていない業種の事業者から出されたごみは、事業系一般廃棄物として扱われます。

この他、次頁に記した爆発性・毒性・感染性の恐れがある有害な廃棄物については、「特別管理廃棄物」という新たな処理体系が設けられていますのでご注意ください。

【 産業廃棄物処理に関する問い合わせ先 】

（ 処理業者の紹介 ） 公益財団法人 栃木県産業資源循環協会

栃木県宇都宮市桜 4-2-2(栃木県立美術館普及分館 3F)
TEL：028-612-8016 FAX：028-612-8017
ホームページ：http://www.tochigi-sanpai.or.jp/

（ 処理業者の許可 ） 栃木県 県西環境森林事務所 環境対策課

栃木県日光市瀬川 51-9
TEL：0288-21-1178 FAX：0288-21-1181

産業廃棄物の区分

	名 称	業種 指定	備 考（業種指定など）
1	燃え殻	—	焼却残灰、炉清掃排出物
2	汚 泥	—	工業廃水処理や物の製造工程などから排出される泥状のもの
3	廃 油	—	(特別管理指定あり) 潤滑油、洗浄用油などの不要となったもの
4	廃 酸	—	(特別管理指定あり) 酸性の廃液
5	廃アルカリ	—	(特別管理指定あり) アルカリ性の廃液
6	ゴムくず	—	天然ゴムの切断くず、裁断くずなど
7	金属くず	—	鉄くず、スクラップ、ブリキ・タンクくず、銅線くず、溶接かすなど
8	ガラスくず及び陶磁器くず	—	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたもの以外のもの
9	鋳さい	—	製鉄所の炉の残さいなど
10	廃プラスチック類	—	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物
11	がれき類	—	工作物の除去によって生じたコンクリートの破片など
12	紙くず	○	(業種)建設業、パルプ・紙・紙加工品の製造業、新聞業、製本業、印刷物加工業など
13	木くず	○	(業種)建設業、材木・木製品の製造業、パルプ製造業、輸入材木の卸売業など
14	繊維くず	○	(業種)建設業、繊維工業など
15	動植物性残渣	○	(業種)食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業など
16	動物のふん尿	○	(業種)畜産農業
17	動物の死体	○	(業種)畜産農業
18	ばいじん	○	(業種)集塵施設によって集められたもの等
19	動物系不要固形物	○	(業種)と畜場など
20	処理物	○	(業種)廃棄物を処分するために処理したもの

特別管理産業廃棄物 (特に有害性が強いもの)

種 類	備 考	
廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油(引火点70℃)	
廃 酸	pH2.0以下の廃酸	
廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、その恐れのある産業廃棄物 (血液の付着した注射針、採血管など)	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油、PCBが塗布されている又は付着している廃棄物
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材など石綿が付着している恐れのあるもの。大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集塵装置で集められた飛散性の石綿など。
	その他の有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、砒素など これら化合物が基準以上含まれる産業廃棄物

4 クリーンセンターに自ら持ち込む場合

鹿沼市環境クリーンセンターは、鹿沼市が設置した一般廃棄物処理施設です。事業者の方は、下記の表のとおり「事業系一般廃棄物」を自ら持ち込むことで処理することができます。また、例外的な扱いですが、市が指定する一部の「産業廃棄物」も、「事業系一般廃棄物」と同様に自ら持ち込むことで処理することができます。

また、事業活動から出された事業系ごみのうち、新聞紙・雑誌・段ボール等のリサイクル可能な紙類は、鹿沼市環境クリーンセンターにて有料で受け取り、または資源回収業者では、これらは有価で引き取りが行われていますので、そちらの事業者に引き取り依頼ができます。鉄やアルミ、銅などの製品で金属くず類は市では受け取りができません。特定の事業者では有価で引き取りが行われていますが、不当に利益を得ようと営業している業者もあり、無用なトラブルに巻き込まれる恐れもあるため、信頼できる業者に依頼するなど、引き取りには注意するようお願いします。

鹿沼市環境クリーンセンター									
○ 受入日時 : 月曜日～金曜日(土日祝日はお休みです)	午前8:30～11:50・午後1:00～4:20								
○ 所在地 : 〒322-0045 栃木県鹿沼市上殿町695-7	TEL : 0289-64-3241 FAX : 0289-65-5766								
○ 処理手数料									
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ(木製のみ)</td> <td style="text-align: center;">300円/10kg</td> </tr> <tr> <td>資源物 (ペットボトル、缶、新聞、雑誌、ダンボール、紙バック、その他紙製容器包装、雑古紙、シュレッダー、衣類・布)</td> <td style="text-align: center;">250円/10kg</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物 (市で指定した廃棄物のみ)</td> <td style="text-align: center;">350円/10kg</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ(木製のみ)	300円/10kg	資源物 (ペットボトル、缶、新聞、雑誌、ダンボール、紙バック、その他紙製容器包装、雑古紙、シュレッダー、衣類・布)	250円/10kg	産業廃棄物 (市で指定した廃棄物のみ)	350円/10kg	○ お持ち込みについて ※ ごみを降ろす前後で車両重量を計量し、その差を搬入重量として、請求させていただきます。10kg未満でも料金が発生します。 ※ 施設の処理能力や稼働状態に応じて、搬入量・搬入日等を指示させていただきます場合があります。 ※ 汚れなどで資源物として受け入れできない紙類、衣類・布は、燃やすごみとして処理させていただきます。
区 分	金 額								
燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ(木製のみ)	300円/10kg								
資源物 (ペットボトル、缶、新聞、雑誌、ダンボール、紙バック、その他紙製容器包装、雑古紙、シュレッダー、衣類・布)	250円/10kg								
産業廃棄物 (市で指定した廃棄物のみ)	350円/10kg								

鹿沼市が受け入れる産業廃棄物

産業廃棄物の種類	搬入前の処理方法	搬入できる量	搬入方法
紙くず 出版業、製本業及び印刷 加工業から排出されるもの	粉状のものは、袋に入れて 搬入すること。 紙くずであっても、棒状の ものは、長さ30cmに切断して 搬入すること。	1日1t以下で、かつ、1カ月 15t以下とする。	事業者が自ら搬入すること。 ただし、ビン類は鹿沼市一 般廃棄物収集運搬許可業 者が運搬可能です。
木くず 木材又は木製品に製造業 より排出されるもの	木くずは、長さ50cm以内、 太さ10cm以内とすること。 板類は、幅30cm以内、 長さ50cm以内、厚さ5cm 以内とすること。		
繊維くず 繊維工業から排出される もの	繊維工業から排出される 繊維くずは、袋に入れて搬 入すること。		
ガラスくず ビン類に限ります	内容物は、空の状態で搬 入すること。		
その他のプラスチック製 容器包装で市が指定す るもの	発泡スチロール製のもの は砕いて透明・半透明の袋に 入れて搬入すること。 (シール・ラベル等は剥す) 一般家庭から出る「その 他のプラスチック製包装」と 同様のもの。	1日に1t車相当の容量以 下で、かつ、1カ月15回以 下とする。	

5 一般廃棄物処理業者に処理を委託する場合

事業系一般廃棄物は、鹿沼市から許可を受けた次頁の一般廃棄物処理業者と委託契約を結ぶことで、定期的に処理を委託することができます。許可を受けていない事業者には処理を委託したり、不適切な処理を行う事業者には処理を委託してしまったりした場合も、排出者責任を問われて、法により罰せられますので十分に注意してください。

なお、処理料金や収集方法については、それぞれの一般廃棄物処理業者で異なりますので、委託する事業者が決まりましたら必ず契約書の作成をお願いします。次頁の一覧には特定の事業所に専従する許可業者も含まれていますので、営業内容等はそれぞれの事業者にお問い合わせください。

次頁の許可業者一覧は、鹿沼市における事業者の一覧になりますので、市外に事業所がある場合は、事業所のある自治体にご確認ください。

【 一般廃棄物処理業に関する問い合わせ先 】

(処理業者の許可) 鹿沼市 環境部 資源循環課 資源循環推進係

鹿沼市上殿町 695-7 鹿沼市環境クリーンセンター

TEL : 0289-64-3241 FAX : 0289-65-5766

鹿沼市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（令和6年4月1日）

	商号	本社所在地	電話番号 FAX番号	市内営業所等
				所在地
1	(株)松山環境美化	鹿沼市御成橋町1丁目2019-16	0289-65-5358 0289-65-5321	-
2	(有)桜井クリーンサービス	宇都宮市上欠町1231-43	028-648-6979 028-647-3453	鹿沼市日吉町1581-22 川田光明 方
3	鈴運メンテック(株)	宇都宮市鶴田町2丁目2-10	028-648-6241 028-648-8318	鹿沼市上石川字西原2285
4	(株)ワタル商事	宇都宮市下栗町697-19	028-656-3829 028-656-3879	鹿沼市東末広町1073 福田屋百貨店鹿沼店内
5	(有)阿久津商店	鹿沼市朝日町1952-2	0289-76-4026 0289-76-4027	-
6	(株)まるやま	鹿沼市戸張町2311	0289-62-2685 0289-62-8200	-
7	(株)片岡産業	宇都宮市飯田町219-31	028-648-0883 028-648-0087	鹿沼市白桑田628-6
8	(有)セイゴウ	宇都宮市平出工業団地43-120	028-613-3860 028-613-3861	鹿沼市武子508-104 光武和典 方
9	(株)高田産業	埼玉県南埼玉郡宮代町 川端4丁目13-5	0480-34-5401 0480-34-5407	鹿沼市鳥居跡町1475
10	丸和産業(株)	神奈川県横須賀市浦郷町4丁目12	046-865-3780 028-661-7544	鹿沼市さつき町3-3 住友電気工業(株)内 ※FAX番号は宇都宮営業所
11	(株)丸当	鹿沼市下石川732-22	0289-72-1561 0289-72-1568	-
12	日本ロード・メンテナンス(株)	東京都港区芝浦4丁目17-4	03-3454-2211 03-3452-6175	鹿沼市茂呂24-2
13	仲田総業(株)	宇都宮市築瀬町2520-4	028-635-2151 028-637-3930	鹿沼市東町2丁目5-19 倉上武司 方
14	エイチエス(株)	宇都宮市下荒針町3406-4	028-649-3663 028-649-3664	鹿沼市千渡1766-13
15	(有)ごみやさん	鹿沼市富岡92-2	0289-65-5221 0289-63-2698	-
16	(株)十河サービス	東京都板橋区南常盤台1丁目18-7	03-5995-3701 03-5995-3705	鹿沼市西鹿沼町140-3 ウエストルボン103
17	(有)コンドー	下野市国分寺1407-2	0285-44-3465 -	鹿沼市下石川字大野原787-5 (株)坪野谷紙業内
18	(株)高橋商店	鹿沼市奈佐原町179-1	0289-75-2215 0289-75-2446	-
19	(有)なんでもや	鹿沼市池ノ森554-20	0289-75-4514 "	-

6 産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合

鹿沼市環境クリーンセンターは、鹿沼市で設置した一般廃棄物処理施設であるため、条例で定められた一部の産業廃棄物を除き、事業系一般廃棄物でなければお受けすることができません。事業者の方が事業活動を進めていく上で、産業廃棄物は必ず排出されるものであり、適切な処理を行うには事業系一般廃棄物とは異なる手続きが必要となります。

本書においては、産業廃棄物の処理について以下に注意点を記しましたが、産業廃棄物の詳細につきましては、本書2ページのお問い合わせ先にてご確認ください。



産業廃棄物は、事業系一般廃棄物と同様に、排出事業者が責任をもって処理を行わなければなりません。しかしながら、自らその処理を行える事業者はほとんど存在しませんので、産業廃棄物処理業の許可を持った事業者処理を委託して、排出した廃棄物が最終処分まで適正に行われたかを確認する必要があります。

許可を持たない事業者処理を委託することは論外ですが、許可を持った事業者処理を委託したとしても、排出した廃棄物が適正に処理されなければ、委託した側が最終的に排出者責任を問われて罰せられてしまいます。

許可を持った事業者処理の場合も、取り扱いができる産業廃棄物の種類を確認し、許可条件や処理能力等、適正に処理ができる事業者を選定しなければ、委託基準違反として罰せられてしまいます。

また、廃棄物の処理を委託する場合は、契約金額にかかわらず、必ず契約書を作成しなければなりません。産業廃棄物の処理を委託する契約書は、収集運搬を行う事業者と処分を行う事業者、それぞれに契約書を作成する必要があります。収集運搬と処分のどちらか一方の事業者処理に両方の廃棄物の処理を委託する契約書を作成することはできませんし、請負事業者が別の事業者処理に再委託を行うこともできません。

廃棄物の処理を委託する契約書を作成したら、「産業廃棄物管理票」（以下、「マニフェスト」）を廃棄物の種類ごと・委託業者ごとに交付して、処理が終わると返送されてくるマニフェストの照合と確認を行わなければなりません。受け取ったマニフェストは5年間保存しなければなりませんので、照合をして確認ができたからといって破棄しないようにしてください。

廃棄物の処理を委託した場合は、自らが排出した廃棄物が適正に処理されたかを確認するために、マニフェストの照合だけでなく、委託した事業者の処理方法を現場にて自ら調べるよう現地確認が求められるようになりました。また令和2年4月から、一定の事業者に対して電子マニフェストの使用が義務付けられました。

廃棄物の処理は、事業者にとって大変な労力と経費を要するものです。自らが排出した廃棄物が最終的な処分がなされるまでは排出者責任を問われますので、十分に注意を払わなければなりません。

7 廃棄物処理法の罰則について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」）では、法第3条の事業者の責務において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定しており、これに違反する行為の罰則を法第25条から定めています。

廃棄物処理業の無許可営業、行政からの事業停止命令・措置命令に違反、無許可業者への処理委託、廃棄物の不正輸出、野焼きや不法投棄、これらはすべて「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれの併科」の違法行為として、廃棄物処理法では最も重い刑罰として定められています。

この他にも廃棄物処理における多くの違法行為が定められていますが、特にこの中では、法第32条で「両罰規定」が定められており、これは、事業活動において従業員が両罰規定の対象となる違法行為を行うと、雇用主やその法人も最高で3億円の罰金が科されるというものです。

委託契約した廃棄物処理業者が廃棄物の不適切な処理を行い罰せられると、両罰規定によって排出事業者も排出責任を問われ罰金が科される場合があります。専門の処理業者に委託したとしても安心せず、廃棄物の処理には細心の注意を払わなければなりません。



最後に、不適切な廃棄物の処理によって罰せられてしまうと、罰金刑や懲役刑が科されてしまいますが、それ以上に会社としての信用が失われてしまいます。

廃棄物の処理は、事業主や経営者にとって軽視されがちですが、たったひとつの違法行為が、多くの事業活動を妨げることになり、後の収益に大きく影響を及ぼしてしまいます。

日頃より自らの事業活動から排出される廃棄物については常に気を配り、自社においても委託した処理事業者においても、マニフェスト等の利用によって適正な廃棄物の処理が行われていることを再確認してください。

事業者の皆様におかれましても、排出者の責任において、廃棄物の処理が適切に行われますようご協力のほどよろしくお願い致します。